

毎週火、金曜日発行（但休日当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県手数料徴収規則の一部改正
- ◇告示 定期種牲畜検査の実施
肥料生産登録の失効
道路の区域変更
道路の供用開始
保安林の指定解除
- ◇正誤 昭和三十二年七月十九日鳥取県告示第三百六十号中訂正

規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年七月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第三十三号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「百六十五仮設建築物建築許可申請手数料」を「百六十五仮設建築物建築許可申請手数料、道路内における建築許可申請手数料」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第三百七十六号

鳥取県種牲畜検査条例（昭和二十四年三月鳥取県条例第十一号）第五条の規定による定期種牲畜（めん羊、山羊）検査を次の日程により実施する。

昭和三十二年七月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

十五日午前九時	八頭郡智頭町	智頭農林高等學校
午前十一時	用瀬町	社農業協同組合
午後一時	用瀬	
午後三時	佐治村	佐治
十六日午前九時	河原町	西郷
午前十一時	八上	
午後一時	河原	
十七日午前九時	船岡町	大伊
午前十一時	那家町	国中
午後一時	船岡町	船岡家畜市場
午後三時	那家町	集農業協同組合
十九日午前九時	那家町	上私都
午前十一時	那家	下私都
午後一時	若桜町	那家
二十二日午前九時	若桜町	若桜
午前十一時	丹比村	丹比
二十三日午前九時	氣高郡青谷町	青谷駅前
二十四日	鹿野町	小鷲河農業協同組合

午前十一時	鹿野
午後二時	氣高町 浜村家畜市場
二十六日午前九時	鳥取市 明治農業協同組合
午前十一時	豊美
午後一時	松保
二十七日午前八時	末恒
午前十一時	大郷
午後一時	吉岡
二十九日午前九時	神戸
午前十一時	大和
午後一時	美穂

鳥取県告示第三百七十七号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録は失効した。

昭和三十三年七月三十日
鳥取県知事 遠藤 茂

八月一日午前十時	米子市	米子家畜市場
午後一時	西伯郡西伯町	法勝寺
午後三時	名和町	天津農業協同組合
二日午前八時三十分	御来屋家畜市場	
午前十時	大山町	大山口検査場
午後一時	淀江町	淀江家畜市場
三日午前十時	会見町	賀野農業協同組合
午後一時	手間	
五日午前十時	伯仙町	大高
午後一時	岸本町	大幡家畜市場
六日午前十時	境港市	余子検査場
午後一時	米子市	弓ヶ浜駅前
十六日午前十時	日野郡溝口町	溝口家畜市場
午前十一時	根雨町	二部農業協同組合
午後二時	根雨町	根雨家畜市場
十七日午前十時	福栄村	福栄村役場

午後一時	伯南町 生山家畜保健衛生所
午後三時	黒坂町 日野産業高等學校
十九日午前十時	江府町 神奈川農業協同組合
午後一時	米沢
二日午前八時	倉吉市 倉吉家畜市場
午後二時	東伯郡三朝町 三朝農業協同組合
六日午前九時	東伯町 浦安家畜市場
午後二時	羽合町 宇野農業協同組合
七日午前八時	倉吉市 倉吉家畜市場
十二日午前九時	岩美郡岩美町 小田農業協同組合
午前十一時	岩井
午後二時	浦富家畜市場
十三日午前九時	大岩農業協同組合
午前十一時	福部村 福部
十四日午前九時	国府町 宇倍野
午前十一時	津ノ井村 津ノ井村
午後二時	鳥取市吉成 美保

登録番号 肥料の名称 保証成分量 (パーセント) 住 生 産 業 者 名

鳥取県第六号 五、〇菜種油かす 窒素全量 五・〇〇 倉吉市中河原五四〇 小鴨農業協同組合
 磷酸全量 二・〇〇 加里全量 一・〇〇 組合長理事 小林 俊治

鳥取県告示第三百七十八号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基き道路の区域を次のように変更し関係図面は土木部道路課において縦覧に供する。

昭和三十三年七月三十日

鳥 取 県 知 事 遠 藤 茂

道路の種類 一級国道

路線名 二十九号線

道路の区域 八頭郡若桜町大字落折字ヒシロハタ二五七番地から同郡同町大字落折字中河原二七七の一七番地(県界)まで

区 間	旧新別	敷地の中員	延 長	備 考
八頭郡若桜町大字落折字ヒシロハタ二五七番地から同郡同町大字落折字中河原二七七の一七番地(県界)まで	旧	三、〇一〇、〇〇	四、二四〇、〇〇	昭和二十六年(三十一年)度道路改良工事による変更(戸倉隧道を含む)
八頭郡若桜町大字落折字ヒシロハタ二五七番地から同郡同町大字落折字中河原二七七の一七番地(県界)まで	新	九、〇一四三、〇三	三、九八二、六四	鳥取県側隧道延長三四一、〇メートル

鳥取県告示第三百七十九号

道路の共用の開始に関する告示

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基き次のとおり道路の共用を開始する。
 その関係図面は土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十三年七月三十日

鳥 取 県 知 事 遠 藤 茂

一 路 線 名 一級国道二十九号線

二 共用開始の区間

八頭郡若桜町大字落折字ヒシロハタ二五七番地から同郡同町大字落折字中河原二七七の一七番地(県界)まで

三 共用開始の期日

昭和三十三年七月三十日

鳥取県告示第三百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条及び森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第二条の規定により次の保安林の指定を解除した。

昭和三十年七月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

所在場所	全面積	解除面積	指定の目的 解除の理由	所有者	申請者
市郡一町村一大字一字一地番	台帳一実測	台帳一実測	指定の目的 解除の理由	所有者	申請者
鳥取 賀露 一 上浜 一、七〇三ノ四二一	町 〇、〇〇六	町 〇、〇〇六	風害の防備 指定理由の 消滅	鳥取市	鳥取市長 入江利

正 誤

昭和三十三年七月十九日鳥取県告示第三百六十号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 段 行

4 上 一ノ二

新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第六十四号）第二十八条第四

国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取県印刷所